

千葉県クールスポット募集要項

1 趣旨

今般、熱中症対策強化のため気候変動適応法^{*}（以下「法」という。）が改正され、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す熱中症特別警戒情報（通称：熱中症特別警戒アラート）の法定化や、熱中症特別警戒アラートの発表期間中における暑熱から避難するための施設（指定暑熱避難施設）の指定等の仕組みが創設されています。

本市では、市民の熱中症による健康被害の発生防止の観点から、熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラート（以下「熱中症特別警戒アラート等」という。）の運用期間中、市民等が避難・休憩できる施設として、協力いただける民間施設を千葉県クールスポット（以下「クールスポット」という。）として指定したいと考えています。

つきましては、クールスポットとして市と共に熱中症対策に取り組んでいただける施設を募集します。

※気候変動適応法…地球温暖化などの気候変動に対する適応を推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律

2 実施内容

クールスポットに指定された施設は、熱中症特別警戒アラート等が発表された際、公表している開放可能日等において、市民等の受け入れにご協力をお願いします。

また、熱中症特別警戒アラート等の発表時以外においても、市民等が暑熱を避けるために休憩可能な施設として、ご協力いただければ幸いです。

3 指定要件

市内に所在する施設で、次の条件を満たす施設とします。

- (1) 適当な冷房設備を有し、適切に空調を管理すること
- (2) 施設利用者が、飲料を入手できる環境であること（有償無償は問わない。水道水等でも可。有償の場合は施設利用者が負担。）
- (3) 休息用の椅子等を準備すること（申込書記載の受け入れ可能な人数分。既設のもので可）
- (4) 営利目的ではないこと

4 運用期間

6月から順次運用開始し、10月23日（水）までとします。次年度以降は4月第4水曜日～10月第4水曜日の予定です。（国の設定期間に準じます）

なお、期間中開放することができる日及び時間帯等は、各施設の実情に応じます。

5 募集期間

随時受け付けております。

6 応募方法

応募用紙に必要事項を記載の上、千葉市脱炭素推進課に提出してください。

7 提出後の流れ

応募用紙提出後は、協定締結→運用開始となります。

8 その他

取り組みの趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クールスポットとして指定できない可能性があります。

【応募先・問い合わせ先】

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1

千葉市 環境局 環境保全部 脱炭素推進課

TEL : 043-245-5199 (直通)

E-mail : datsutanso.ENP@city.chiba.lg.jp